



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- * 84 和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則 (文化国際課)
- * 85 和歌山県植物公園緑花センター管理規則の一部を改正する規則 (森林整備課)
- * 86 根来山げんきの森管理規則の一部を改正する規則 (")
- * 87 和歌山県立和歌山ビッグホール管理規則及び和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛管理規則を廃止する規則 (教育委員会)
- 教育委員会規則
- * 30 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例施行規則
- * 31 和歌山県体力開発センター管理規則の一部を改正する規則
- * 32 和歌山県南紀スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第84号

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県民文化会館管理規則(平成9年和歌山県規則第72号)

の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「第6条」を「第16条」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会館に設けた施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は会館を利用する者(以下「利

用者」という。)に著しく迷惑をかけること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(会館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条、次条第1項、第4条から第7条まで、第10条第1項、同条第2項、第11条、第13条及び第16条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理及び運営上支障があると認められる者 (ホール等の利用の承認)

第3条 ホール、展示室及び会議室等(条例別表第2第1項第3号に掲げる会議室等をいう。以下同じ。)並びに附属設備(以下「ホール等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者に利用の許可を申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、あらかじめ知事又は知事の承認を受けて指定管理者が定める期間内に行わなければならない。

(ホール等の利用料金の納付)

第4条 ホール等の利用料金は、第3条第1項の規定により利用許可の承認を受けた時に納付するものとする。ただし、次条の規定によるホール等の利用時間の延長の承認を受けて引き続きホール等を利用する場合の当該延長した時間に係るホール等の利用料金は、当該利用の終了時までには納付するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項に規定する納期限を変更することができる。

第2章から第4章までを削る。

第4条の次に次の16条を加える。

(ホール等の利用料金の還付)

第5条 条例第14条第4項ただし書の規定により還付することができるホール等の利用料金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項の規定により承認を受けた者の責めに帰す

ることができない理由によりホール等を利用することができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 前号に掲げる場合を除くほか、利用日前に指定管理者に利用廃止の届出の提出があった場合 次に掲げる場合に依りて、次に掲げる額

ア ホール、展示室及び楽屋並びにこれらの附属設備の利用日の14日前までに使用廃止届の提出があったとき 利用料金の5割に相当する額

イ 会議室等(楽屋を除く。)及びその附属設備の利用に係る場合であって、利用日の2日前までに利用廃止届の提出があったとき 利用料金の7割に相当する額

(ホール等の利用時間の延長)

第6条 ホール等を利用する者は、やむを得ない事情により利用申込書に記入した利用時間を超えて引き続き当該ホール等を利用する必要が生じたときは、指定管理者に延長利用の許可申請を行い、その承認を受けなければならない。

(ホール等を利用する者の遵守事項)

第7条 ホール等を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収容人員は、それぞれの施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 物品を販売し、展示品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (4) ホール等に特別の設備を付加し、又はホール等の設備に変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(駐車車両)

第8条 駐車場に駐車することができる自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、その大きさは、長さ5.3メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートルをそれぞれ超えないものとする。

(回数券)

第9条 駐車場は回数券により利用することができる。この場合において、回数券の種類、様式及び販売額は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(定期券)

第10条 指定管理者は、駐車場を期間を定めて毎月利用することを承認することができる。

2 前項の規定に基づき駐車場を期間を定めて毎月利用しようとする者は、指定管理者に利用の許可を申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請は、あらかじめ知事又は知事の承認を受けて指定管理者が定める期間内に行わなければならない。

(駐車料金の納付)

第11条 駐車場の利用料金(以下「駐車料金」という。)は、駐車場を利用する者が駐車場から自動車を出場させる時に納付するものとする。ただし、回数券に係る駐車料金にあっては回数券の交付を受けた時に、定期駐車料金にあっては定期券の交付を受けた時及び毎月指定管理者が定める日に納付するものとする。

(駐車料金の還付)

第12条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車料金については、利用者の責めに帰さない事由により駐車場の利用ができなくなった場合又は期間を定めて毎月利用することを認められた者が当該利用することを認められた期間内に当該利用を止めようとする場合には、定期駐車料金の当該駐車場を利用できない期間又は駐車場を利用しない期間に相当する額を還付することができる。

(会館の損傷等の届出等)

第13条 利用者は、会館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により会館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(施設等の変更の禁止)

第15条 指定管理者は、会館に特別の設備を付加し、又は会館の施設若しくは設備に変更を加えてはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第16条 ホール等を利用する者は、ホール等の利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復し、指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間を満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡の禁止)

第17条 ホール等及び駐車場の施設の利用について承認を受けた者は、当該施設を利用する権利を他人に譲渡してはならない。

(指定の申請)

第18条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県民文化会館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとす

る。

- (1) 会館の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書、その他経営の状況を明らかにする書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して2月以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 会館の管理運営に係る業務実績状況及び利用状況
- (2) 利用料金収入の実績
- (3) 会館の管理運営に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による会館の管理運営に関し知事が必要と認める事項
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式 (第18条関係)

和歌山県民文化会館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県民文化会館設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第12号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第62号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第18条の規定の例による。

和歌山県規則第85号

和歌山県植物公園緑花センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県植物公園緑花センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県植物公園緑花センター管理規則(昭和54年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県条例第9号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第6条」を「第16条」に改める。

第2条から第9条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が

あると認められる者

(センターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) センターの施設に特別の設備を付加し、又はセンターの施設の設備に変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県植物公園緑花センター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類

- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第10条から第13条までを削る。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「知事」を「知事又は知事」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式 (第 8 条関係)

和歌山県植物公園緑花センター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第1号様式の2から別記第4号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第75号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

和歌山県規則第86号

根来山げんきの森管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

根来山げんきの森管理規則の一部を改正する規則

根来山げんきの森管理規則(平成14年和歌山県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県条例第24号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第3条」を「第12条」に改め、「根来山げんきの森」の次に「(以下「公園」という。)」を加える。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「根来山げんきの森」を「公園」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

(行為の禁止等)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は公園を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく樹木を伐採し、又は植物及びきのこを採取すること。
- (6) 許可なく動物及び昆虫を捕獲すること。
- (7) 許可なくキャンプ又はこれに類する行為をすること。
- (8) 許可なく火気を使用すること。
- (9) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (10) 許可なく広告物を掲示し、若しくは配布すること又は宣伝その他の行為をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第2条に規定する指定管理者(公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は公園からの

退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる者
(公園の損傷等の届出等)

第4条 利用者は、公園の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

第5条から第8条までを次のように改める。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 利用者は、公園の利用を終了したとき又は条例第10条の規定により利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第5条の申請書の様式は、根来山げんきの森指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公園の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたとき

は、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による公園の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第9条及び第10条を削る。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「根来山げんきの森」を「公園」に、「知事」を「知事又は知事」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 8 条関係)

根来山げんきの森指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

根来山げんきの森設置及び管理条例第 5 条の規定により、根来山げんきの森の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第77号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

和歌山県規則第87号

和歌山県立和歌山ビッグホエール管理規則及び和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県立和歌山ビッグホエール管理規則及び和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛管理規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 1 和歌山県立和歌山ビッグホエール管理規則(平成9年和歌山県規則第74号)
- 2 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛管理規則(平成10年和歌山県規則第109号)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第30号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール(以下「ビッグ愛・ホエール」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の禁止等)

第2条 ビッグ愛・ホエールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ビッグ愛・ホエールの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。

(3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。

(4) 善良な風俗を乱し、又はビッグ愛・ホエールを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛・ホエールの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(ビッグ愛・ホエールの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者

(2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛・ホエールの管理上支障があると認められる者

(ビッグ愛・ホエールの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、ビッグ愛・ホエールの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりビッグ愛・ホエールの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 収容人員は、指定管理者が別に定めるビッグ愛・ホエールの定員を超えないこと。

(2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。

(3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。

(4) ビッグ愛・ホエールの施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。

(5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(6) 催物等を行う場合において、ビッグ愛・ホエールへの入場者を円滑に誘導し、並びにビッグ愛・ホエールの利用に伴う人又は車両の雑踏する場所を警戒し、及び防止するための警備を適正に行うこと。

(7) ビッグ愛・ホエールの清潔を保つため清掃を適正に行い、及びビッグ愛・ホエールの利用に伴って生じた廃棄物を適正に処理すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項
(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、ビッグ愛・ホエールの利用の権利を他人に譲渡してはならない。
(原状回復)

第7条 利用者は、ビッグ愛・ホエールの利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) ビッグ愛・ホエールの運営管理に関する収支予算書
(2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
(3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
(4) 団体の事業計画書及び収支予算書
(5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
(6) 団体の概要を記載した書類
(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) ビッグ愛・ホエールの管理業務の実施状況及び利用状況
(2) 利用料金の収入の実績
(3) ビッグ愛・ホエールの管理に係る経費の収支状況
(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるビッグ愛・ホエールの管理の実態を把握するために必要なもの

として別に定める事項
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、ビッグ愛・ホエールの管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第8条の規定の例による。

別記様式(第 8 条関係)

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県教育委員会規則第31号

和歌山県体力開発センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦
和歌山県体力開発センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県体力開発センター管理規則(昭和49年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則
第1条中「和歌山県条例第67号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第16条」に改める。

第2条から第10条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターに設けた施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者
(センターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) センターの施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県体力開発センター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。

第11条から第16条までを削る。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式(第 8 条関係)

和歌山県体力開発センター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県体力開発センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第87号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

和歌山県教育委員会規則第32号

和歌山県南紀スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県南紀スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県南紀スポーツセンター管理規則(平成6年和歌山県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則

第1条中「和歌山県条例第42号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第16条」に改める。

第2条から第10条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 スポーツセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) スポーツセンターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にゴミ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又はスポーツセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツセンターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(スポーツセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危

険物を所持している者

- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上支障があると認められる者
(スポーツセンターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、スポーツセンターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりスポーツセンターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) スポーツセンターの施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、スポーツセンターの利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、スポーツセンターの利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県南紀スポーツセンター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツセンターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) スポーツセンターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) スポーツセンターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるスポーツセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、スポーツセンターの管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。

第11条から第16条までを削る。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式(第 8 条関係)

和歌山県南紀スポーツセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県南紀スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する
- 2 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第88号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。